

伊勢原市立小中学校の望ましい 学校規模等に関する基本方針（案）

伊勢原市教育委員会

目次

第1章 方針の概要	1
1 方針策定の背景と目的	1
2 方針の対象校	1
3 方針の期間	1
4 方針の位置付け	2
5 方針策定にあたっての視点	3
第2章 市立小中学校を取り巻く現状・課題	4
1 児童生徒数・学級数の推移と推計	4
2 学校施設の状況	10
3 通学区域及び通学距離の状況	14
4 学校運営に係る経費	15
5 特色ある教育活動	16
6 多様な支援の状況	21
7 地域とともにある学校	25
8 教職員が本来の業務に専念できる環境づくり	26
第3章 本市がめざす「これからの学校」	27
1 国の動向	27
2 本市がめざす学校教育	28
3 これからの学校像	29
第4章 望ましい学校規模・配置の考え方及び基準	34
1 望ましい学校規模	34
2 望ましい学校配置	39
第5章 望ましい学校規模等に近づけるための対応策及び時期	41
1 望ましい学校規模等に近づけるための対応策	41
2 小規模校対策の検討を開始する基準及び時期	44
3 大規模校対策の考え方	44
第6章 望ましい学校規模等に向けた対応策の検討(小規模校対策)	45
1 小規模校対策の基本的な検討の考え方及び手順	45
2 対応策の検討にあたり配慮すべき事項	46
3 望ましい学校規模等に向けた対応策と併せた小中一貫教育の検討	47

第1章 方針の概要

1 方針策定の背景と目的

本市¹⁾の市立小中学校の児童生徒数²⁾は、昭和58(1983)年の12,498人をピークに減少傾向で推移し、令和7(2025)年時点は6,735人で、ピーク時と比較し約45%減少しています。今後も更なる児童生徒数の減少が見込まれる中、学校の小規模化に伴う教育活動や学校運営等への影響が懸念されています。

また、本市の学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代に集中して建設された結果、約8割の建物が建築から40年以上を経過するなど老朽化が進行し、今後、計画的な施設改修や建替え等を行う必要に迫られています。

こうした中、国は令和3(2021)年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を一部改正し、公立小学校における「35人学級」への段階的な移行を進め、令和7(2025)年度をもって全ての学年で移行が完了したことから、今後は、公立中学校における令和8年度からの段階的な「35人学級」への移行を進めていく考えです。

本市教育委員会では、こうした学校教育を取りまく環境変化やこれからの教育の在り方を踏まえ、将来にわたり児童生徒にとって望ましい教育環境を整え、教育水準の維持向上等を図るため、「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議(令和6年7月設置)」等における様々な視点からの検討協議を経た上で、「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針」(以下「方針」という。)を策定します。

2 方針の対象校

市立小中学校 全14校(小学校10校、中学校4校)

3 方針の期間

本方針の期間は、令和8(2026)年度から令和27(2045)年までの概ね20年間とし、策定後10年を目安に必要な見直しを行います。

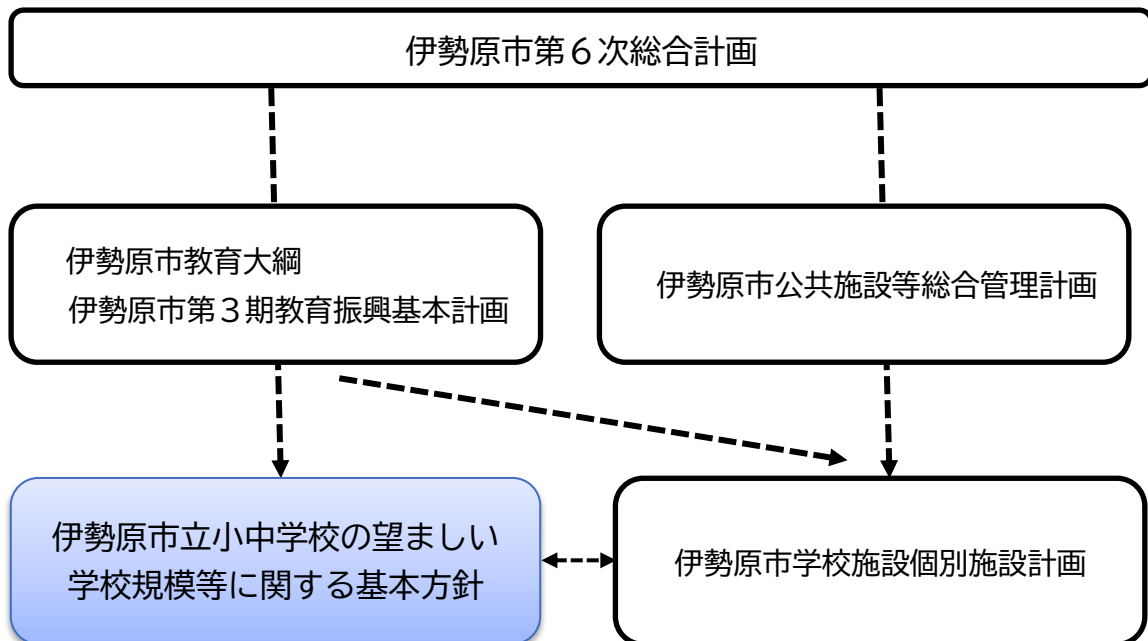
¹⁾ 本方針では、固有名詞(例:伊勢原市〇〇計画)を除き、他自治体と区別するために伊勢原市を表す場合は「本市」(例:本市の児童生徒数)を用い、特段の固有性がなく、一般的な行政単位として表す場合は「市」(例:市全体)を用います。

²⁾ 本方針では、「児童」とは市立小学校に通う小学校1～6年生、「生徒」とは市立中学校に通う中学校1～3年生を指します。

なお、児童生徒数の推計の変動や学校施設の老朽化状況、国が示す教育方針の見直し等を継続的に確認し、本方針の修正等が必要と判断した場合には、柔軟に対応することとします。

4 方針の位置付け

本方針は、本市の最上位計画である「伊勢原市第6次総合計画」をはじめ、「伊勢原市教育大綱」や「伊勢原市第3期教育振興基本計画」に則るとともに、「伊勢原市学校施設個別施設計画」³⁾等、他の関連する個別計画とも整合を図りながら策定しています。



³⁾ 伊勢原市学校施設個別施設計画
学校施設の中長期的な維持管理に係る経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、令和3年度に策定した計画。

5 方針策定にあたっての視点

望ましい学校規模等の検討は、様々な要素を含む課題であることから、本方針は、次の視点等に留意して策定を行います。

(1) 児童生徒の教育条件の改善の視点

学校規模の適正化の検討は、これからの時代の学びを支えるためのソフト・ハード両面からの教育環境整備など、学びの主体である児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行います。

(2) 教育機会均等確保・学びの保障の視点

少子化により学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、基本方針の策定にあたっては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れながら資質や能力を伸ばす機会の確保を図るなど、義務教育の機会均等確保とともに、共生社会の形成に向け、多様な教育的ニーズに対する学びの保障の視点を踏まえます。

(3) 公共施設の最適化の視点

限られた財源の中で学校施設の老朽化や様々な教育ニーズに対応し、質の高い教育を継続的に提供していくため、基本方針の策定にあたっては「伊勢原市公共施設等総合管理計画」が掲げる「公共施設等の最適化」の視点を踏まえます。

(4) 地域コミュニティへの配慮の視点

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの拠点施設として災害時の避難所、地域の交流やスポーツの場、さらには子どもの放課後における居場所など様々な機能を併せ持っていることから、基本方針の策定にあたっては、学校の地域コミュニティにおける役割を踏まえます。

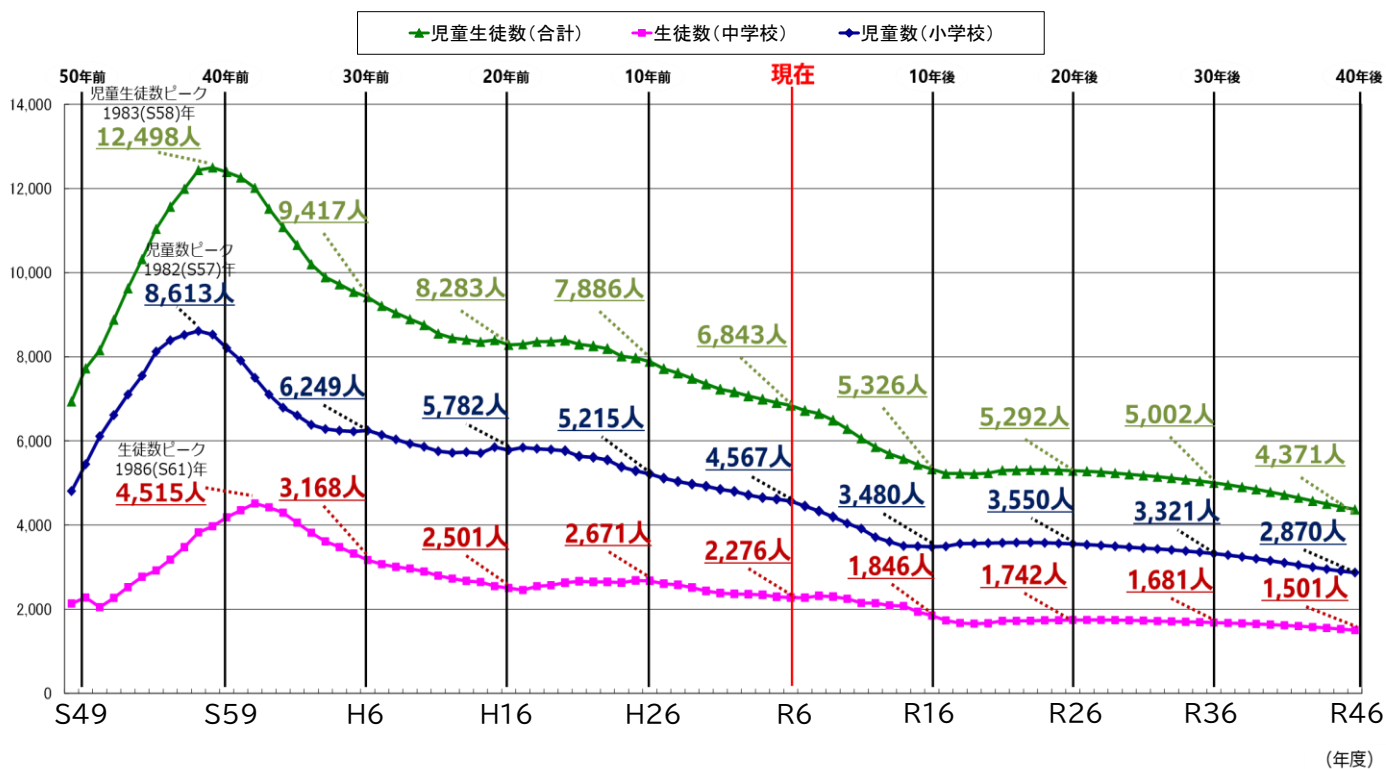
第2章 市立小中学校を取り巻く現状・課題

1 児童生徒数・学級数の推移と推計

(1) 市全体の児童生徒数の推移と推計

本市の児童生徒数は、令和6(2024)年時点(現在)で 6,843 人となっており、昭和58(1983)年のピーク時から45%(▲5,655 人)減少しています。また、20年後の令和26(2044)年には 5,292 人となり、現在から22%(▲1,551 人)減少、40年後の令和46(2064)年には 4,371 人となり、現在から36%(▲2,472 人)減少すると推計されています。

【市全体の児童生徒数の推移及び推計】



出典: 令和6年度伊勢原市教育委員会推計

※児童生徒数の推計は、令和6年5月1日時点の住民基本台帳人口を基準に、国立社会保障人口問題研究所が令和5年に実施した本市の将来人口推計の仮定値等を用いたコーホート要因法⁴⁾を用いて推計しています。

⁴⁾ コーホート要因法

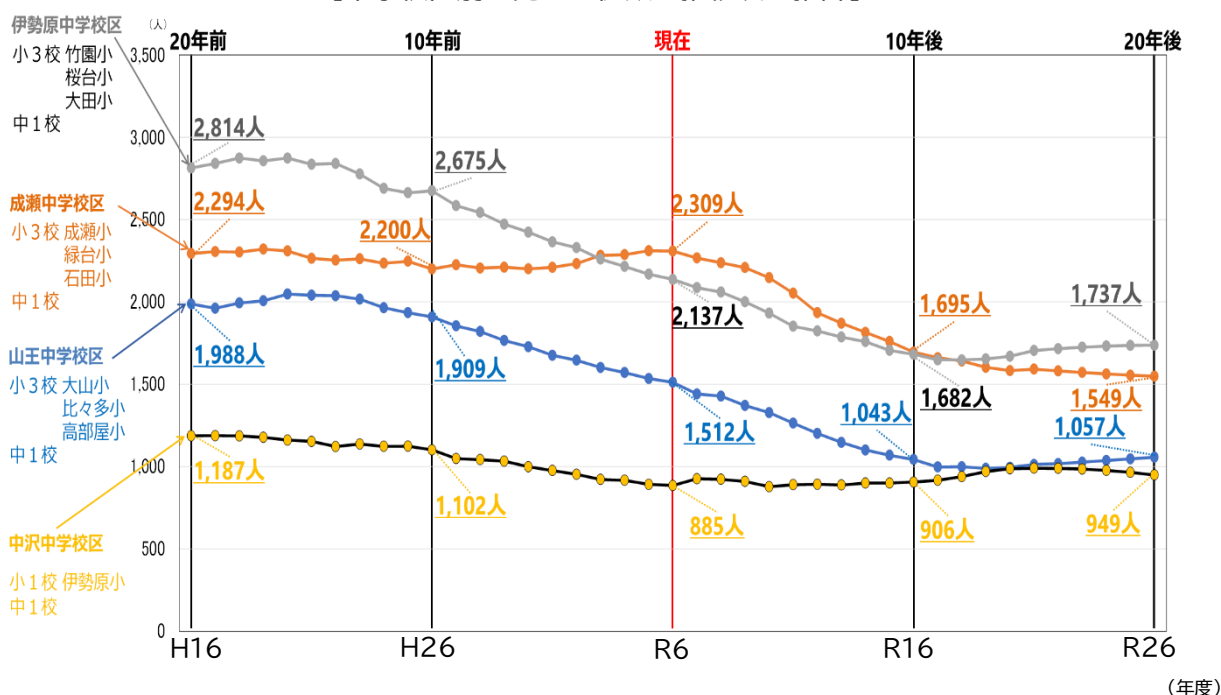
自然増減と社会増減の仮定に基づいて、ある年(期間)に生まれた集団の人口変化を一定期間観察することで将来人口を推計する方法。

(2) 中学校区別の児童生徒数の推移と推計

過去20年間に於ける中学校区別の児童生徒数は、ほぼ横ばいであった成瀬中学校区を除く3中学校区で2割程度減少しています。

また、現在から令和26(2044)年までの今後20年間で最も大きく減少すると見込まれるのは成瀬中学校区で、現在の2,309人から1,549人と、33%(▲760人)減少する見込みです。一方で、中沢中学校区は、今後20年間は微増傾向で推移すると見込まれます。

【中学校区別の児童生徒数の推移及び推計】



出典: 令和6年度伊勢原市教育委員会推計

【平成16年度から令和6年度までの変化】

	H16	R6	変化率
山王中	1,988	1,512	-24%
成瀬中	2,294	2,309	1%
伊勢原中	2,814	2,137	-24%
中沢中	1,187	885	-25%

【令和6年度から令和26年度までの変化】

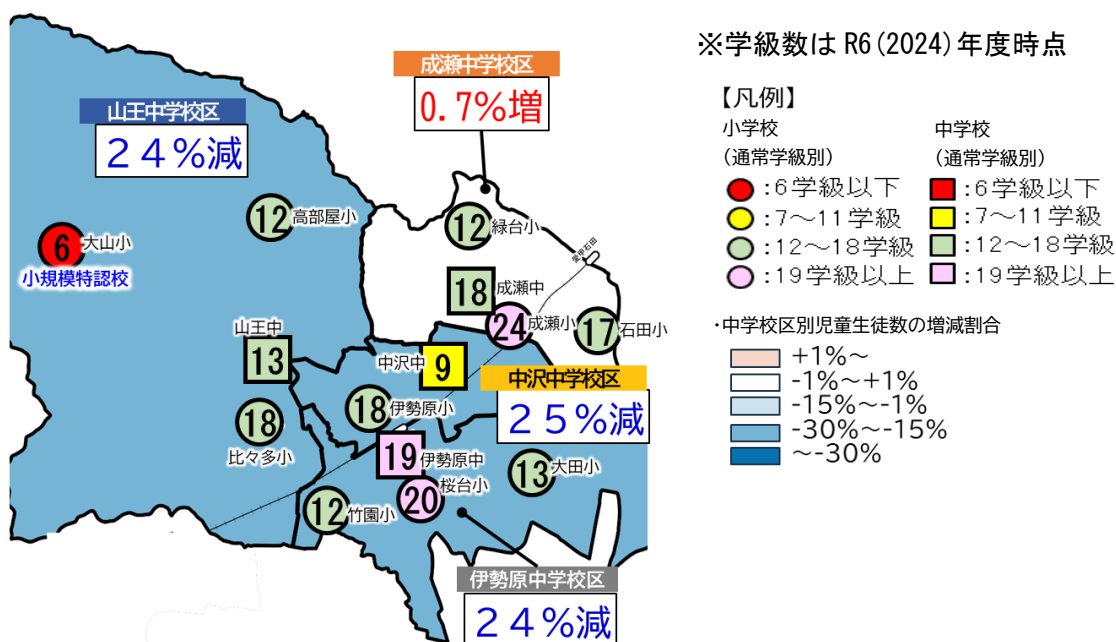
	R6	R26	変化率
山王中	1,512	1,057	-30%
成瀬中	2,309	1,549	-33%
伊勢原中	2,137	1,737	-19%
中沢中	885	949	7%

(3) 中学校区別の学級数の変化

① 過去から現在(平成16(2004)年→令和6(2024)年)

令和6(2024)年時点で、国が定める学校規模の標準⁵⁾を下回る学校は、大山小学校と中沢中学校の2校となっています。一方、標準を上回る学校は、小学校が成瀬小学校及び桜台小学校の2校、中学校が伊勢原中学校の1校の計3校となっています。

【過去から現在(2004年→2024年)の児童生徒数の増減割合及び学級数】



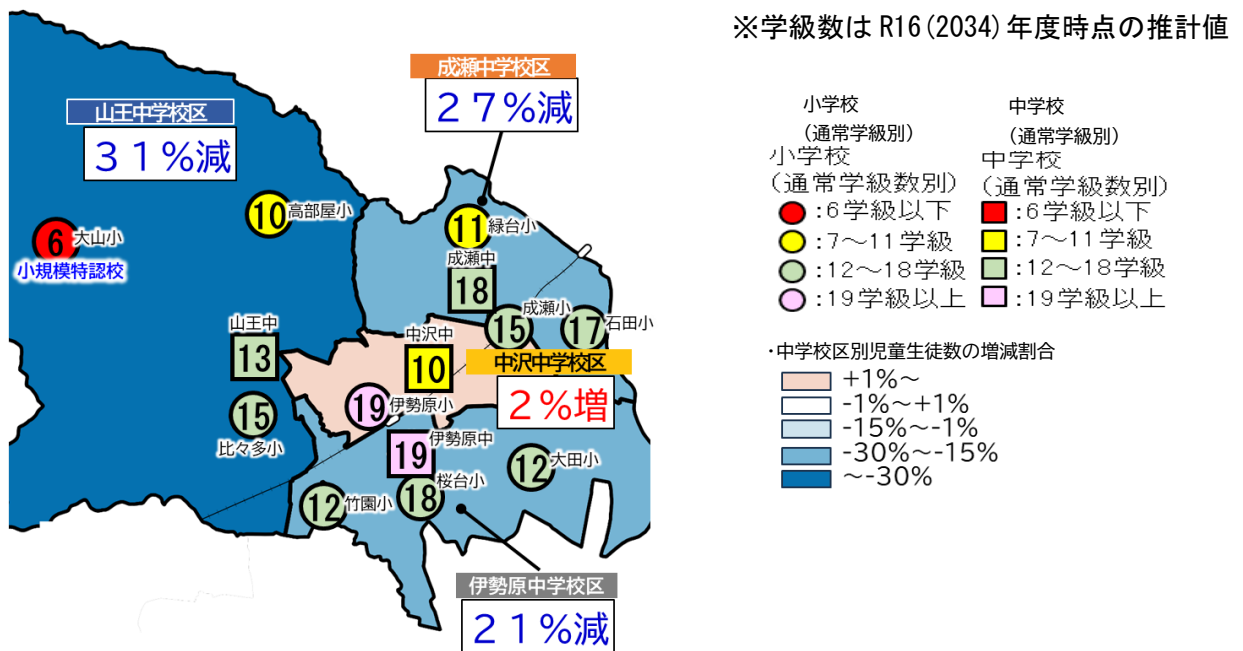
出典: 令和6年度伊勢原市教育委員会推計

⁵⁾ 国は、小・中学校の標準的な学級数について、学校教育法施行規則第41条及び79条において、小・中学校の学級数12学級以上18学級以下を標準と定めています。なお「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」としています。

② 現在から10年後(令和6(2024)年→令和16(2034)年)

令和6(2024)年から10年後には、児童生徒数の減少に伴い、大山小学校、高部屋小学校、緑台小学校、及び中沢中学校の4校が12学級未満となり、19学級以上は、伊勢原小学校及び伊勢原中学校の2校が見込まれます。

【現在から10年後(R6(2024)年→R16(2034)年の児童生徒数の増減割合及び学級数】



※中学校については、令和8(2026)年度からの段階的な35人学級への移行を見据え、1学級当たりの人数を35人⁶⁾として推計しています。

出典: 令和6年度伊勢原市教育委員会推計

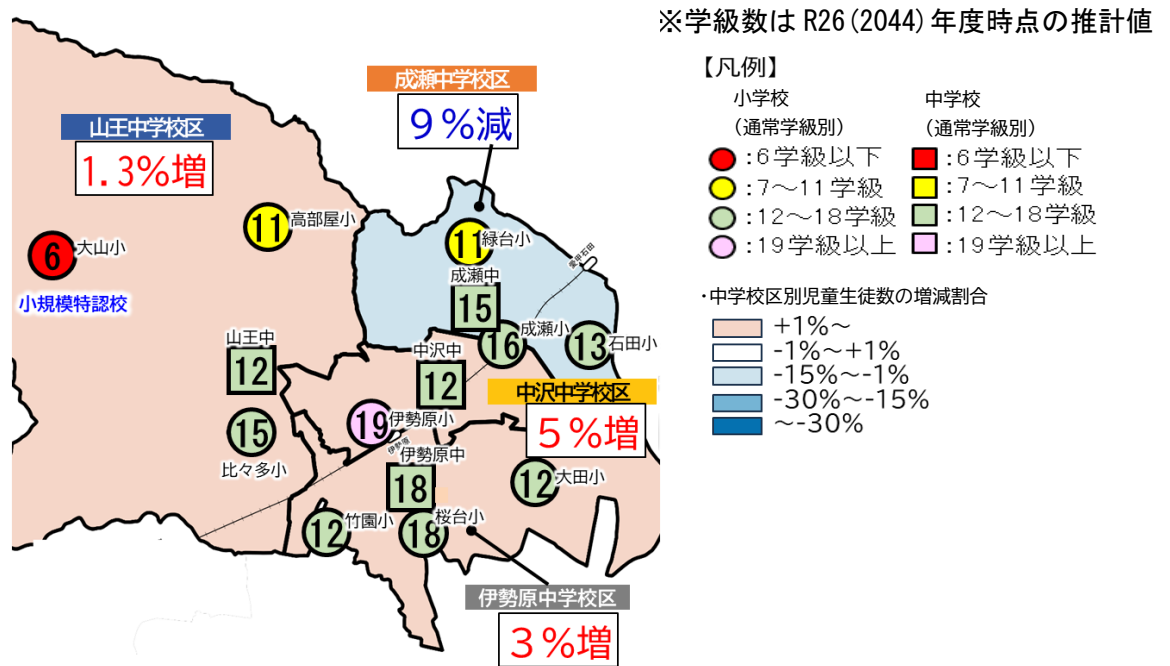
⁶⁾ 令和7(2025)年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」附則第4条に、令和8(2026)年度からの公立中学校の「35人学級」の導入に向けた法制上の措置等を講ずることが規定されました。

③ 10年後から20年後(令和16(2034)年→令和26(2044)年)

20年後の令和26(2044)年には、中沢中学校が生徒数の増加により12学級になることが見込まれますが、大山小学校、高部屋小学校、及び緑台小学校の3校が12学級未満となる見込みです。

また、19学級以上は、伊勢原小学校のみとなる見込みです。

【10年後から20年後(2034年→2044年)の児童生徒数の増減割合及び学級数】



出典: 令和6年度伊勢原市教育委員会推計

【学校別児童生徒数及び学級数の推移と推計】

学校名	項目名	2004年度 (H16)	2024年度 (R6)	2034年度 (R16)	2044年度 (R26)
伊勢原小学校	児童数	752	567	605	589
	通常学級数	21	18	19	19
大山小学校	児童数	43	54	31	32
	通常学級数	6	6	6	6
高部屋小学校	児童数	502	355	215	261
	通常学級数	16	12	10	11
比々多小学校	児童数	830	585	412	426
	通常学級数	24	18	15	15
成瀬小学校	児童数	523	791	429	434
	通常学級数	16	24	15	16
大田小学校	児童数	605	398	286	306
	通常学級数	18	13	12	12
桜台小学校	児童数	831	627	559	552
	通常学級数	23	20	18	18
緑台小学校	児童数	360	330	260	228
	通常学級数	12	12	11	11
竹園小学校	児童数	566	364	261	318
	通常学級数	17	12	12	12
石田小学校	児童数	770	496	422	404
	通常学級数	23	17	17	13
小学校計	児童数	5,782	4,567	3,480	3,550
	通常学級数	176	152	135	133

学校名	項目名	2004年度 (H16)	2024年度 (R6)	2034年度 (R16)	2044年度 (R26)
山王中学校	生徒数	613	518	385	338
	通常学級数	16	13	13	12
成瀬中学校	生徒数	641	692	584	483
	通常学級数	17	18	18	15
伊勢原中学校	生徒数	812	748	576	561
	通常学級数	22	19	19	18
中沢中学校	生徒数	435	318	301	360
	通常学級数	12	9	10	12
中学校計	生徒数	2,501	2,276	1,846	1,742
	通常学級数	67	59	60	57

※学級数の推計は小・中学校ともに35人学級で算出。

出典: 令和6年度伊勢原市教育委員会推計

2 学校施設の状況

(1) 小中学校施設

本市の学校施設の保有量は、小中学校全14校で校舎等65棟、延床面積は約10.1万㎡です。

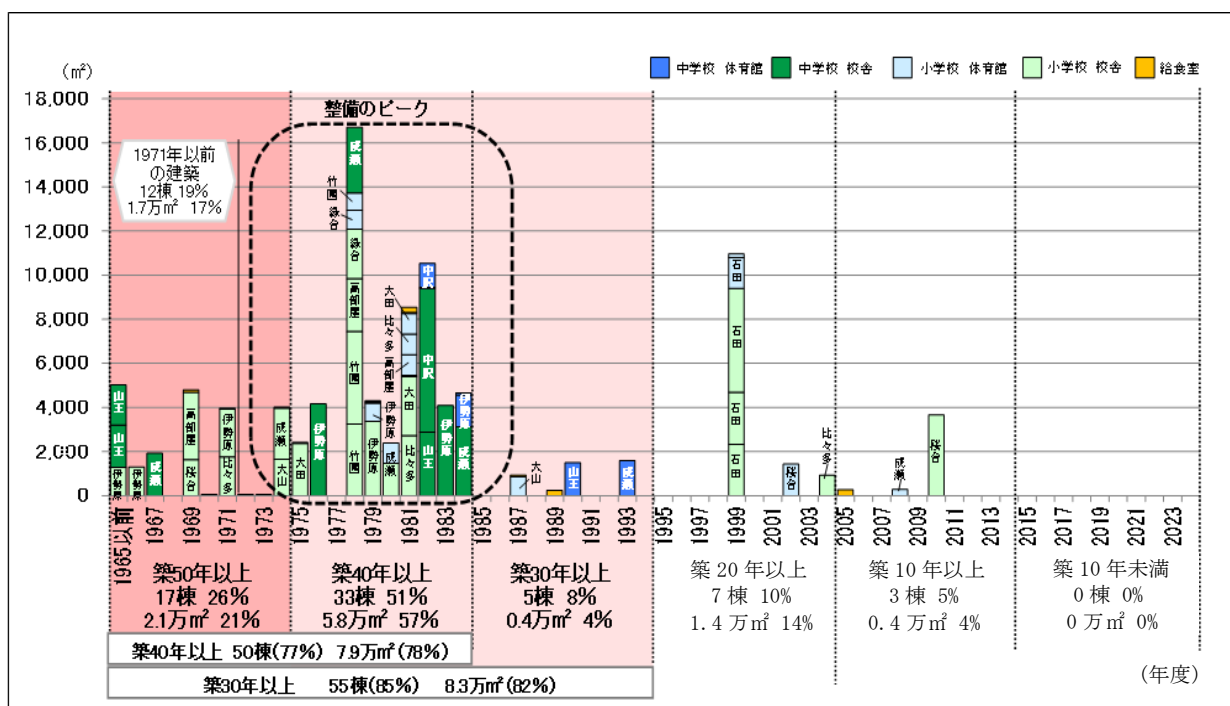
児童生徒数の増加に伴う分離新設校の建設は、昭和44(1969)年に桜台小学校が伊勢原小学校から、昭和53(1978)年に緑台小学校が成瀬小学校から、竹園小学校が桜台小学校から、昭和57(1982)年に中沢中学校が伊勢原中学校から、平成11(1999)年に石田小学校が成瀬小学校からそれぞれ分離し、現在の14校となっています。

また、棟ごとの築年別整備状況をみると、整備のピークは昭和49(1974)年から昭和59(1984)年に集中して建設されています。この結果、築40年以上経過した施設が約7.9万㎡と約8割を占め、老朽化が進行している状況です。

今後、改修や改築の時期が集中することが見込まれるため、学校施設個別施設計画に基づく計画的な整備が必要です。

【学校施設の築年数の状況】

令和7年4月1日時点



出典:伊勢原市教育委員会

【学校施設一覧】

令和7年4月1日時点

施設区分	施設名	所在地	建築年	築年数	延床面積
小学校	伊勢原小学校	伊勢原4-1-1	昭和37 (1962)年	63年	6,818㎡
	大山小学校	大山209	昭和49 (1974)年	51年	2,634㎡
	高部屋小学校	西富岡1090-1	昭和44 (1969)年	56年	5,879㎡
	比々多小学校	神戸521-1	昭和46 (1971)年	54年	6,673㎡
	成瀬小学校	高森1481-3	昭和46 (1971)年	54年	7,409㎡
	大田小学校	下谷1471-1	昭和50 (1975)年	50年	6,256㎡
	桜台小学校	桜台4-16-1	昭和44 (1969)年	56年	8,314㎡
	緑台小学校	高森482	昭和53 (1978)年	47年	5,089㎡
	竹園小学校	岡崎6611-1	昭和53 (1978)年	47年	5,481㎡
	石田小学校	石田1168-1	平成11 (1999)年	26年	10,961㎡
	小学校計				65,514㎡
中学校	山王中学校	上粕屋804-2	昭和37 (1962)年	63年	8,168㎡
	成瀬中学校	高森2-22-1	昭和42 (1967)年	58年	9,675㎡
	伊勢原中学校	桜台4-2-1	昭和51 (1976)年	49年	9,780㎡
	中沢中学校	下糟屋231-1	昭和57 (1982)年	43年	7,648㎡
	中学校計				35,271㎡
小中学校計				100,785㎡	

※建築年及び築年数は、各校の最も古い施設(棟)の年数を表しています。

出典:伊勢原市教育委員会

(2) 小中学校のプール施設

小学校のプール施設は、全10校中8校が築40年以上経過し、このうち、伊勢原小学校、高部屋小学校、比々多小学校、及び大田小学校の4校は、50年以上が経過しています。

また、中学校においても、全4校の施設が築40年以上経過しており、山王中学校及び成瀬中学校の2校は、50年以上経過するなど、老朽化が進行しています。

こうした中、本市では、比々多小学校、桜台小学校、及び山王中学校の3校で民間施設を活用した水泳授業の試行を行っています。

今後は、水泳授業の在り方や施設の維持管理コスト、民間施設の活用成果など、総合的な観点から学校プールの在り方を整理する必要があります。

【小中学校のプール施設一覧】

凡例 ■ 築50年以上経過 ■ 築40年以上経過 ■ 水泳指導をスイミングスクールで行っている学校

【小学校】

プール名	プール基礎情報			
	建設年度	経過年数(R6)	長さ(縦×横)	水深
伊勢原小学校	S46 (1971)	53	25m×13m	0.8~1.1
大山小学校	S56 (1981)	43	25m×13m	0.8~1.1
高部屋小学校	S48 (1973)	51	25m×13m	0.8~1.1
比々多小学校	S49 (1974)	50	25m×13m	0.8~1.1
成瀬小学校	H20 (2008)	16	25m×13m	0.8~1.1
大田小学校	S47 (1972)	52	25m×13m	0.8~1.1
桜台小学校	S50 (1975)	49	25m×13m	0.8~1.1
緑台小学校	S54 (1979)	45	25m×13m	0.8~1.1
竹園小学校	S54 (1979)	45	25m×13m	0.8~1.1
石田小学校	H11 (1999)	25	25m×13m	0.8~1.1

【中学校】

プール名	プール基礎情報			
	建設年度	経過年数(R6)	長さ(縦×横)	水深
山王中学校	S40 (1965)	59	25m×13m	0.9~1.2
成瀬中学校	S45 (1970)	54	25m×13m	1.1~1.3
伊勢原中学校	S59 (1984)	40	25m×13m	0.9~1.2
中沢中学校	S56 (1981)	43	25m×13m	0.9~1.2

出典:伊勢原市教育委員会

(3) 小学校給食施設

本市では、小学校全10校で自校方式の給食を提供しており、令和7(2025)年時点で民間に運営を委託している学校は、伊勢原小学校、大山小学校、高部屋小学校及び桜台小学校の4校で、残りの6校は、市の直営による運営となっています。

また、給食施設については、半数以上の6校の施設が築40年以上経過し、老朽化が進行しています。

今後は学校給食の運営方式及び給食施設について、デリバリー方式で実施している中学校給食も含め、総合的な視点から在り方を検討する必要があります。

【小学校の給食施設一覧】

凡例 築50年以上経過 築40年以上経過

学 校 名	設置 年度	経過年数 (R6)	構造	面積 (㎡)	方式	建物等
					ドライ ⁷⁾ ・ ウェット ⁸⁾	併設・独立
伊勢原小学校	S54 (1979)	45	RC	277	ウェット	校舎併設
大山小学校	S62 (1987)	37	RC	102	ウェット	独立型
高部屋小学校	S53 (1978)	46	RC	216	ウェット	校舎併設
比々多小学校	H17 (2005)	19	RC	314	ドライ	独立型
成瀬小学校	H1 (1989)	35	RC	337	ウェット	独立型
大田小学校	S56 (1981)	43	RC	264	ウェット	独立型
桜台小学校	S44 (1969)	55	RC	208	ウェット	独立型
緑台小学校	S53 (1978)	46	RC	211	ウェット	校舎併設
竹園小学校	S53 (1978)	46	RC	214	ウェット	校舎併設
石田小学校	H11 (1999)	25	RC	438	ウェット	校舎併設

※施設面積(㎡)には、配膳室を含みます。

出典:伊勢原市教育委員会

⁷⁾ ドライ方式

乾いた状態の床で、調理場内の湿度を低く保つことで細菌増殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくする方式。

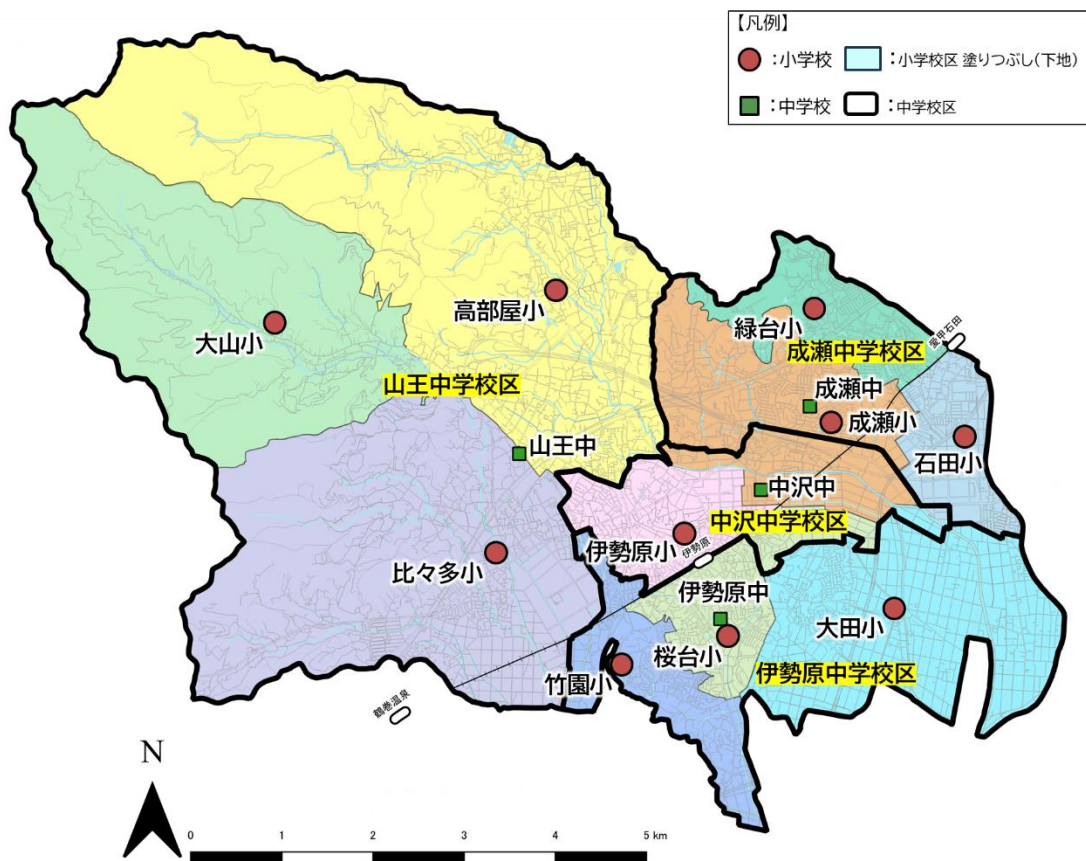
⁸⁾ ウェット方式

常に水で濡れた状態の床で、調理場全体を洗浄しながら衛生を保つ方式。

3 通学区域及び通学距離の状況

通学距離に関する国の基準⁹⁾は小学校が概ね4km以内、中学校は概ね6km以内とされる中、本市の現状で最長となる通学距離は、小学校が3.4km、中学校が5.3kmとなっています。

【通学区域と通学距離】



※最も遠い通学距離（令和6年度時点）

伊勢原中学校区		中沢中学校区		成瀬中学校区		山王中学校区	
●桜台小学校	約2.2km	●伊勢原小学校	約1.9km	●緑台小学校	約2.6km	●大山小学校	約1.7km
●竹園小学校	約2.1km	●成瀬小学校	約1.5km	●石田小学校	約1.7km	●高部屋小学校	約3.4km
●大田小学校	約2.8km					●比々多小学校	約3.3km
■伊勢原中学校	約4.9km	■中沢中学校	約3.0km	■成瀬中学校	約3.9km	■山王中学校	約5.3km

出典:伊勢原市教育委員会

⁹⁾ 国は、公立小・中学校の通学距離について、小学校で概ね4km 以内、中学校で概ね6km 以内という基準を、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条第1項第2号に基づく国庫負担対象となる通学条件として定めています。

4 学校運営に係る経費

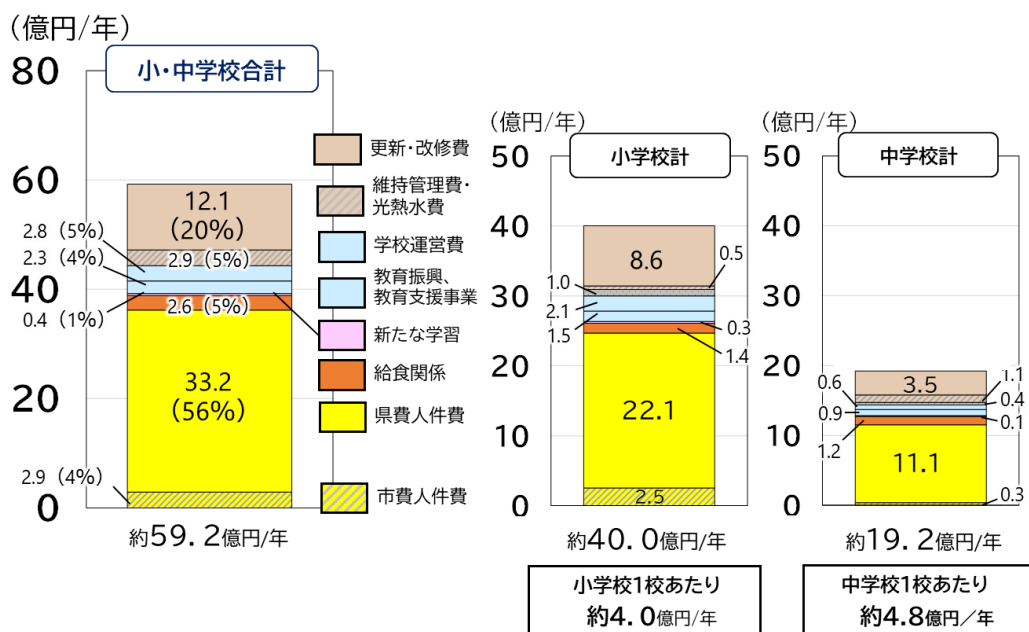
学校運営には、施設・設備の保守点検や日常の維持管理をはじめ、光熱水費や学校運営等で使用する備品購入費、保健衛生に係る経費、また、児童生徒の多様なニーズに応えるための人件費等、様々な経費が必要です。

今後の学校運営にあたっては、本市の行財政改革推進計画の理念である「持続的な行財政運営の実現」や、「公共施設等総合管理計画」が目的とする「公共施設の最適化」の考えを踏まえた効率的な運営が求められています。

令和5(2023)年度における本市の学校運営経費は、小中学校全14校で約59.2億円/年(県費負担教職員の人件費等を除く市費負担分は約26億円)となっており、小学校は10校平均で約4.0億円/年(同約1.8億円/年)、中学校は4校平均で4.8億円/年(同約2.0億円/年)となっています。

なお、児童生徒数が少ない小規模な学校では、教員配置や施設の維持管理に係る固定的な経費の割合が大きくなり、児童生徒一人あたりの運営経費が多くなる傾向にあります。

【経費の内訳】



出典:伊勢原市教育委員会

- ※ 更新・改修費は、「伊勢原市学校施設個別施設計画(令和4年3月)」に記載されている14校を今後も維持した場合の整備費用をもとに算出。
- ※ 県の職員人件費は、「令和5年度 神奈川県給与・定員管理等について」の教職員平均給与と期末手当・勤勉手当をもとに算出。
- ※ 更新・改修費・県の職員人件費以外は、令和5(2023)年度の教育費決算額を基に集計。
- ※ 市の職員人件費は、令和5年度教育費における報酬、給料、職員手当、共済費等を集計。
- ※ 小・中分かれてない費目は、学校数で按分。

5 特色ある教育活動

(1) きめ細やかな指導・支援体制の充実

ア、小学校教科担当制の推進

本市では国に先駆け、平成25(2013)年度から小学校における教科担当制¹⁰⁾に係る非常勤講師を配置しました。令和7(2025)年度には非常勤講師10名を配置し、全ての小学校において高学年を中心に、教員等が教科を分担して授業を行う体制を整えています。

今後は、低・中学年への教科担当制による指導・支援の充実が必要です。

イ、少人数指導の推進

本市では、児童一人ひとりに対するきめ細やかな指導・支援による基本的な生活習慣の定着や、基礎的な学力の向上を図るため、国に先駆け、平成14(2002)年度に小学校1年生、平成15(2003)年度に小学校2年生に非常勤講師を配置し、35人学級を実施してきました。(その後、法改正により段階的に拡充)

また、各小中学校の実態に応じて非常勤講師を配置(令和7(2025)年度:6名)し、対象学年や教科を定めた少人数指導、複数の教員が協力して授業を行うティーム・ティーチング等を行う中で、児童生徒一人ひとりに応じた学習指導・支援に努めています。

今後は個別最適な学習環境の実現に向け、少人数指導の対象となる学年や教科、指導法等の更なる工夫改善が必要です。

ウ、ICT教育の推進

本市では、令和3年(2021)年4月から全ての小中学校で1人1台タブレットの運用を開始しました。教育委員会では、各学校に対してその利活用情報や施策動向を提供するとともに、効果的な実践や成果を学校間で共有することで情報教育の推進を図っています。また、ICT支援員を計画的に配置し、更なる活用及び適切な運用支援を行っています。

今後もICTの計画的な整備・活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることが必要です。

¹⁰⁾ 教科担当制

小学校において教員が当該学年のいくつかの教科において専門の教科を担当し、授業を実施する指導形態。国は中学校・高等学校と同じ「教科担任制」という名称を用いていますが、本市では、より実態に近い名称として「教科担当制」を用いています。

エ、地域の人材や大学生等の活用

本市では、地域の人材や退職教員、教員を目指す大学生等が、各小中学校において、教員による指導を補助する役割を担っています。平成14(2002)年度から小学校、平成15(2003)年度から中学校に指導補助員を配置(令和7(2025)年度時点で、小学校16名、中学校6名)しました。

また、平成18(2006)年度からは、学習や人間関係等について気軽に相談できる大学生等をハートフルフレンド¹¹⁾として各小中学校に派遣(令和6(2024)年度:21名)しています。

児童生徒が抱える困難が複雑化・多様化する中、今後は個別最適な学習環境の実現に向け、教員と異なる視点を持つ地域の人材や大学生等による支援の充実が必要です。

オ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

いじめや不登校等が社会問題となる中、児童生徒が抱える精神的な課題や家庭環境上の課題など、教員だけでは対応が難しい諸課題の改善に向け、国・県の制度とは別に本市独自で、平成23(2011)年度から全小学校にスクールカウンセラー¹²⁾を配置(令和7(2025)年度:4名)しています。また、平成28(2016)年度からはスクールソーシャルワーカー¹³⁾を派遣(令和7(2025)年度:2名)しています。

不登校傾向の児童生徒が増えるなど、児童生徒が抱える困難が複雑化・多様化する中、今後は、そうした困難をできるだけ早期に把握し、心理や医療、福祉等の専門的な支援につなげることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置・活用の充実が必要です。

11) ハートフルフレンド

話し相手がない、集団活動に適応しにくい、学習活動に自信がないなどの児童生徒が、友人や家族関係、学校生活等について気軽に相談できたり、学習への声かけをしてもらえたりする大学生等(ボランティア)を「ハートフルフレンド」として配置。

12) スクールカウンセラー

いじめ、暴力行為、不登校、発達、精神科領域、家庭環境や親子関係等、児童生徒が抱える様々な課題について、児童生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングや情報収集・見立て、専門家による指導・助言を含めた検討等を行う心理の専門性を有した者。

13) スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る人材。

(2) 児童生徒の体験的な学びの充実

ア、創意ある学校づくりの推進

体験活動を通じて児童生徒の豊かな心を育むことが求められる中、各学校では、本市の多様な地域資源を活用しながら、地域の方たちの協力の下、農業や歴史文化の体験学習をはじめ、戦争体験を通じた平和学習や地域の美化活動等の様々な取組を行っています。

今後はこうした体験活動が、小中学校9年間を通じた系統的な学びとなることや、より本市の特色を生かした取組となるよう、各学校の創意工夫のほか、学校運営協議会や地域学校協働活動の仕組みを活用した取組の充実が必要です。

イ、地域資源の活用

本市には、豊かな自然や歴史の中で生まれ、継承されてきた数多くの文化財や伝統文化があります。それらの郷土の歴史文化を学ぶ取組として、市の文化財担当者が学校をまわり、昔の民具を使って行う出前授業や縄文土器づくりなどの体験授業を長年にわたり行っています。また、副読本「いせはらのむかし」を小学校6年生全員に配付し、活用を図っています。

今後もこうした本市の魅力ある地域資源を生かしながら、児童生徒がより主体的に学ぶ機会の充実を図り、郷土への関心を更に高めていくことが必要です。

また、市立図書館及び子ども科学館と小中学校が連携した取組として、電子図書を活用した児童生徒の読書活動の促進や、プラネタリウム等を活用した天文学習や実験をはじめ、科学館職員を学校へ派遣する授業等、数多くの連携した取組を行っています。今後も両館を有効活用しながら、児童生徒の読書する心、科学する心を育むことが必要です。

ウ、中学校における部活動

本市の中学校における部活動は、様々な体験を通じて必要な資質・能力を育む重要な教育活動の一環として捉え、長年にわたり全教職員の参加・協力・理解による運営体制を基本として実施してきました。さらに、こうした体制を補完するため、専門的な技術を有する地域等の人材を指導協力者として派遣しています。

こうした取組の下、令和7(2025)年度時点において、全中学校で計54部(運動部35、文化部19)が活動するなど、全生徒の約80%が部活動に加入している状況です。

現在、全国的には少子化や教員の働き方、指導の専門性等の観点から、部活動の地域移行・展開が求められていますが、本市では、これまでの部活動の意義や成果を十分に踏まえながら、「地域移行ありき」ではなく、伊勢原らしい部活動

の在り方を改めて検討していく必要があります。

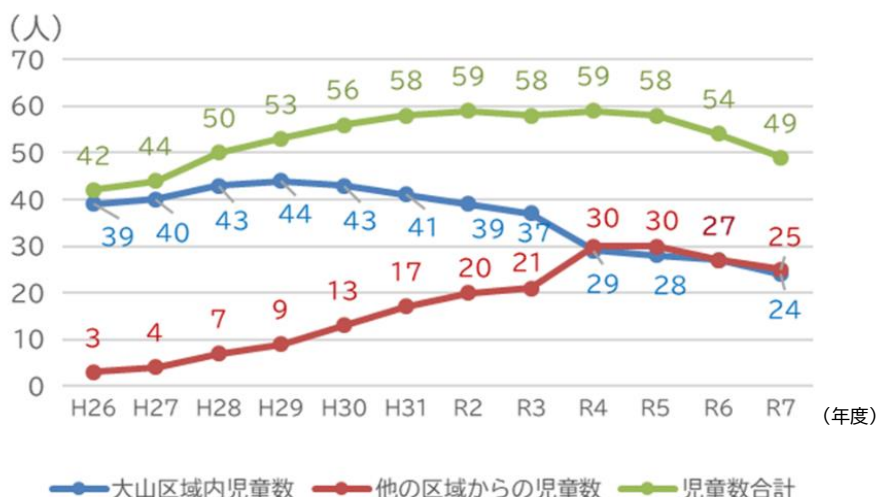
(3) 大山小学校における小規模特認校制度

大山小学校では、平成26(2014)年から文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、就学指定校変更の運用により全市域から児童を受け入れ、外国語教育やICT教育などの先進的な取組を進める「特色ある教育モデル推進事業」を行ってきました。現在も小規模特認校制度¹⁴⁾を活用し、少人数を生かした体験活動の充実や異学年交流等を通じた豊かな教育活動をはじめ、自然環境や地域に根ざした伝統文化を生かした教育活動を行っています。

こうした取組により、令和7(2025)年5月1日時点の全児童数49人のうち、区域外からの就学者は25人となっており、半数を超えている状況です。

引き続き、少人数ならではの特色ある教育活動を推進しながら学校運営の活性化を図るとともに、今後の児童数の動向に注視が必要です。

【大山小学校の児童数の推移（平成26年度～令和7年度）】



出典:伊勢原市教育委員会

(4) 異校種間連携の取組

ア、地域教育機関等連絡協議会

本市では、平成5(1993)年度から市内にある全ての教育機関を対象とした「地域教育機関等連絡協議会」を開催し、各教育機関の教職員及び子どもたちの交流や情報交換を行ってきました。同協議会は、幼稚園、保育所、認定こども園、

¹⁴⁾ 小規模特認校制度

特色のある教育活動を行っている小規模校で、お子さんを学ばせたいという希望がある場合に、一定の就学条件のもと、市内全域からの児童の入学を認める制度。

小・中学校、県立高校、私立高校、及び県立特別支援学校を4つの中学校区にブロック分けして構成し、ブロックごとに情報交換や校種間の円滑な接続につながる取組を行っています。

今後も教育活動の更なる充実に向け、本市のスケールメリットを生かし、同協議会の仕組みを有効活用していくことが必要です。

【ブロック協議会の構成校】

中学校	山王中学校	成瀬中学校	伊勢原中学校	中沢中学校
幼稚園・認定こども園	大山保育園 高部屋愛育保育園 比々多保育園 伊勢原山王幼稚園	林台保育園 伊勢原ふたば保育園 成瀬幼稚園 中央マドカ幼稚園 東海大学付属本田記念幼稚園 なるせ保育園	伊勢原愛児園 大原こども園 大原第2保育園 伊勢原こぼと保育所 伊勢原ひかり幼稚園 伊勢原みのり幼稚園 伊勢原立正幼稚園	ベルガーデン保育園 リスブラン保育園 伊勢原幼稚園 伊勢原白百合幼稚園 伊勢原八雲幼稚園
小学校	大山小学校 高部屋小学校 比々多小学校	成瀬小学校 緑台小学校 石田小学校	大田小学校 桜台小学校 竹園小学校	伊勢原小学校
高校・特別支援学校等	伊勢原高等学校	伊勢原支援学校 向上高等学校	自修館中等教育学校	伊志田高等学校
市役所	教育指導課・教育センター			

出典:伊勢原市教育委員会

イ、小中学校9年間を見通した教育活動(小中一貫教育)

小中学校の連携強化や円滑な接続とともに、小学校1年生から中学校3年生までの連続した学習指導や児童生徒指導が求められる中、本市では、各中学校ブロックにおいて、小中学校交流会や情報交換会を開催し、授業公開や研究協議をはじめ、各ブロックの実情に応じて「出前授業」「母校訪問」「挨拶運動」といった取組を行っています。また、教職経験10年目の教員を異校種へ派遣(小学校から中学校へ、中学校から小学校へ)し、異校種における日常の指導等を学び、更なる小中連携に生かす取組を行っています。

国の手引き¹⁵⁾では、小中一貫教育を「小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」としています。

本市においても、教育内容や学習活動の充実をはじめ、児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、地域の実情を踏まえながら本市における小中一貫教育の有効性についての研究を進め、将来的な導入に向けた検討を進める必要があります。

¹⁵⁾ 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き(平成28年12月文部科学省)」

6 多様な支援の状況

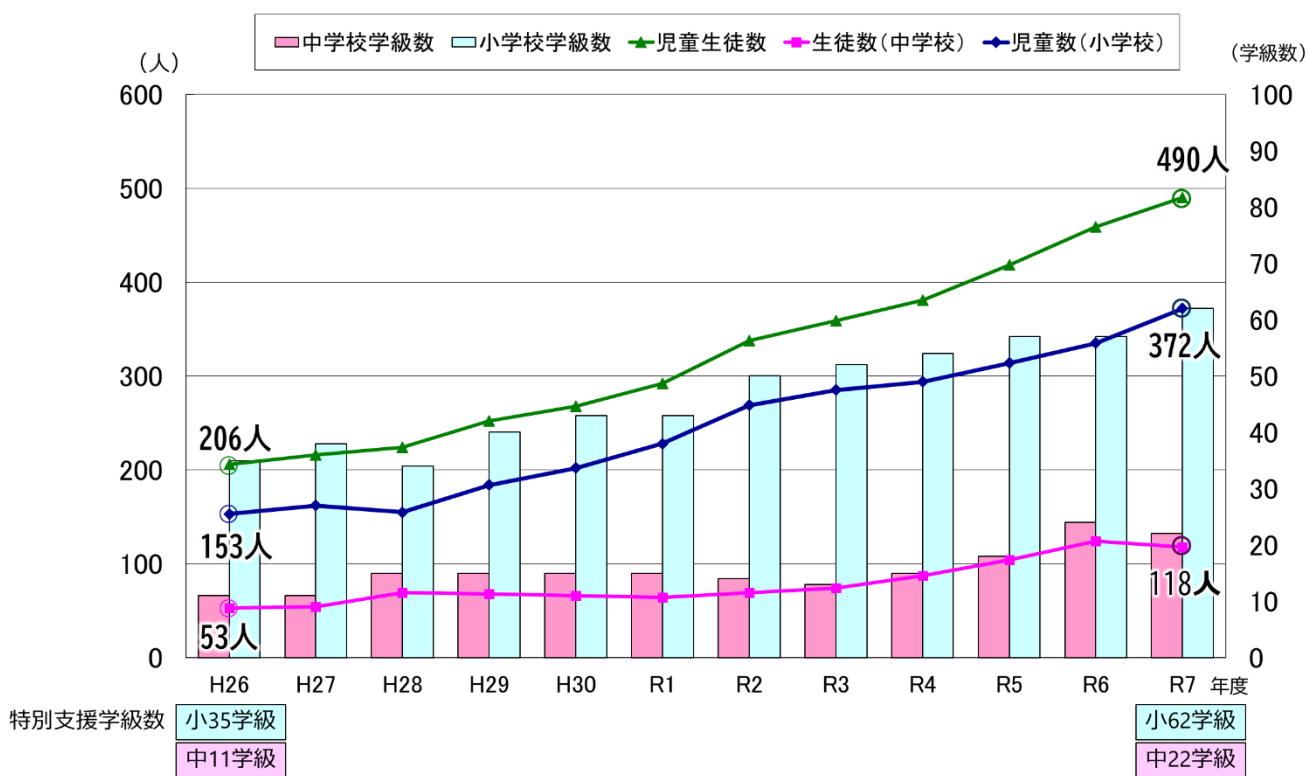
(1) 特別な支援を要する児童生徒への支援

ア、特別支援学級の児童生徒数及び学級数

本市における特別支援学級の児童生徒数は、過去10年間で約2.2倍に増加するなど、右肩上がりです。

全ての児童生徒が共に学び共に育つインクルーシブな学校づくりが求められている中、今後も、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学先の決定や更なる支援体制の充実が必要です。

【特別支援学級の児童生徒数・学級数の推移（平成26年度～令和7年度）】



出典：伊勢原市教育委員会

イ、介助員の配置

本市では、特別支援学級で学ぶ児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成3(1991)年度から小学校に、平成5(1993)年度から中学校に、特別支援学級介助員を配置(令和7(2025)年度：小学校44名、中学校13名)しています。また、医療的ケアを要する児童生徒に対し、看護師資格のある介助員を派遣する取組も行っています。

ウ、通級による指導・支援

① ことばの教室

小学校の通常の学級に在籍する言語の発達に課題のある児童を対象に、通級指導教室「ことばの教室」を桜台小学校に開設し、児童、保護者、及び児童の在籍校への指導・支援を行っています。

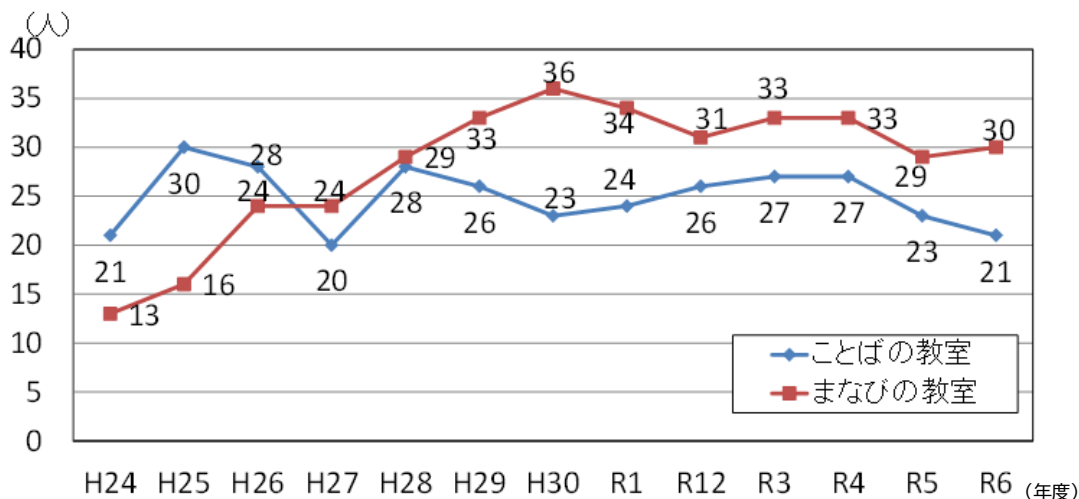
今後も、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、中学生への支援拡大の検討も必要です。

② まなびの教室

小学校の通常の学級に在籍する集団生活への適応に課題のある児童を対象に、通級指導教室「まなびの教室」を桜台小学校に開設し、児童、保護者、及び児童の在籍校への指導・支援を行っています。

全ての児童生徒が共に学び共に育つインクルーシブな学校づくりが求められている中、今後はできるだけ身近な場で通級指導が受けられるなど、通級に係る児童一人ひとりの実情を踏まえた指導・支援体制の充実や、中学生に対する通級指導についても検討が必要です。

【参考 通級指導教室へ通う児童数の推移（平成24年度～令和6年度）】



出典：伊勢原市教育委員会

(2) 不登校に関する取組

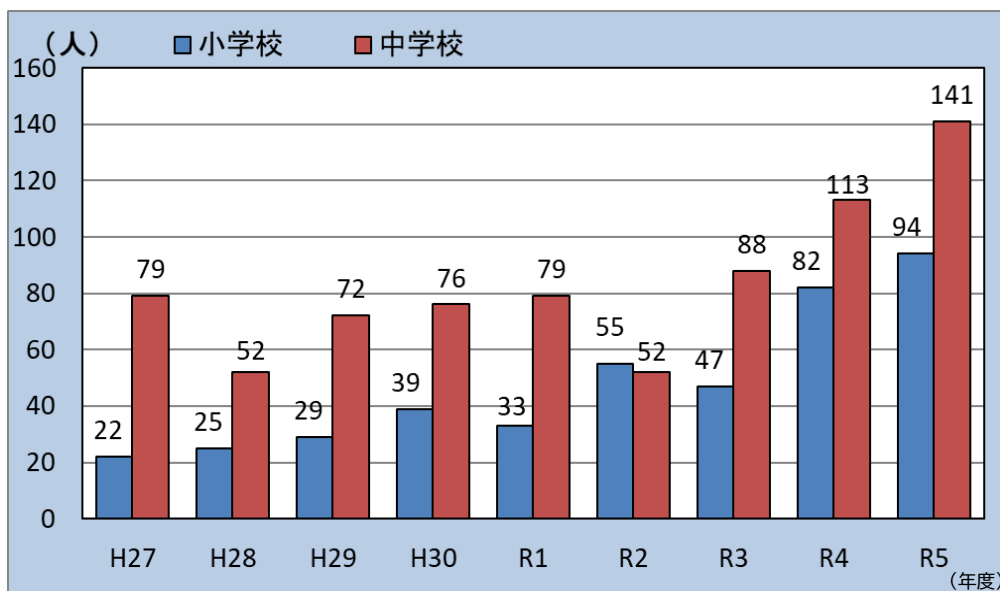
ア、不登校の状況

本市における不登校の児童生徒数は、特にコロナ禍以降、小中学校共に増加傾向にあり、令和5(2023)年度は小学校が94人、中学校が141人となっています。

また、様々な支援を受けることで登校ができるようになったり、状況が改善する児童生徒が着実にいる一方で、新たに不登校になる児童生徒がその数を上回っており、結果として不登校の児童生徒数が増加する状況となっています。

今後は、不登校の児童生徒への「継続支援」「早期発見・早期対応」「未然防止」の各観点から、市全体であらゆる不登校対策の早急な推進が必要です。

【不登校の児童生徒数の推移（平成27年度～令和5年度）】



出典:伊勢原市教育委員会

イ、不登校の児童生徒への継続支援・早期発見・早期対応・未然防止の取組

本市では、不登校の児童生徒の心の居場所や学習機会を確保するため、スクールカウンセラーや教育センター相談員による教育相談をはじめ、スクールソーシャルワーカーの活用や教育支援教室「やまどり」における指導・支援・相談等を行っています。

今後は、これらの取組に加え、多様な学びの機会の確保をはじめ、NPO等の民間団体との密なる連携による取組とともに、より早い段階からの組織的な対応、さらには、新たな不登校を生まない更なる魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが必要です。

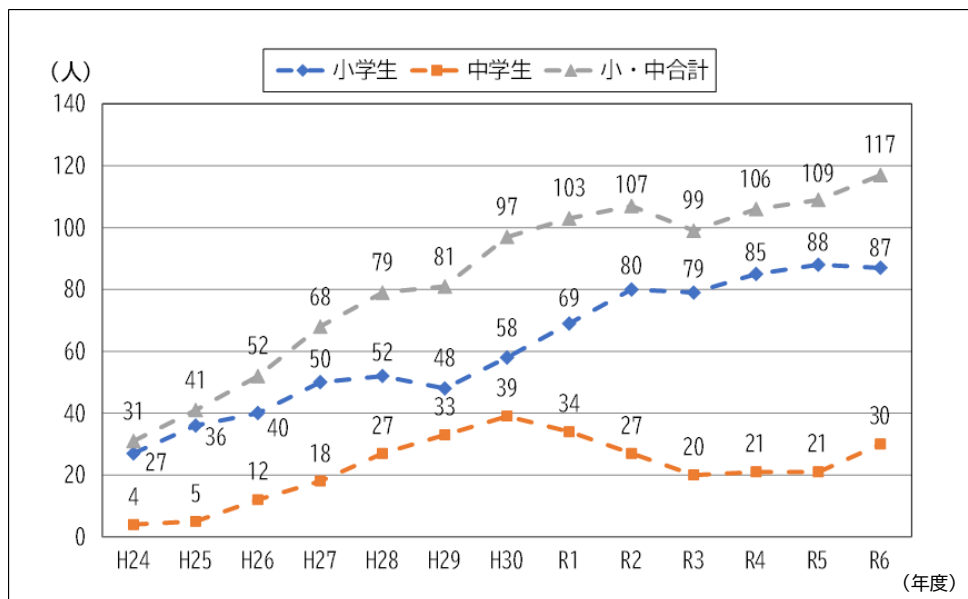
(3) 外国につながるのある児童生徒への支援

ア、日本語指導を必要とする児童生徒の状況

外国につながりがあり、日本語指導を必要とする児童生徒が年々増加する中、こうした児童生徒を支援するため、小中学校へ日本語指導協力者を派遣(令和6(2024)年度:14名)するなど、日本語指導や学習支援等を行っています。

今後とも取り扱う言語の多様化や来日したばかりの児童生徒への対応など、協力者の派遣等の支援策拡大が必要です。

【日本語指導を必要とする児童生徒の推移(平成24年度～令和6年度)】



出典:伊勢原市教育委員会

イ、国際教室による指導・支援

神奈川県基準では、外国籍の日本語指導を要する児童生徒数が1学校あたり5名以上在籍する場合に国際教室の担当教員が配置されます。本市における令和6年(2024)年度の国際教室設置校は、小学校10校中6校(伊勢原小学校、高部屋小学校、比々多小学校、成瀬小学校、桜台小学校、石田小学校)、中学校4校中2校(山王中学校、伊勢原中学校)となっています。

今後とも、外国につながるのある児童生徒への支援及び全ての児童生徒への国際理解教育推進の観点から、国際教室の取組の充実が必要です。

7 地域とともにある学校

(1) 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の連携

ア、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)¹⁶⁾

本市の各小中学校では、従前より地域住民による教育活動への協力・支援が行われてきました。そうした中で、学校週5日制や総合的な学習の時間の新設をきっかけに、各学校に教職員、保護者、及び地域代表者等からなる「学校地域連絡会」が平成6(1994)年度に設置され、「開かれた学校づくり」に努めてきました。

その後、平成29(2017)年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、本市では、令和4(2022)年度からは全小中学校で、「学校地域連絡会」に代わり「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を導入しました。

イ、地域学校協働活動¹⁷⁾

平成29(2017)年の「社会教育法」の改正により地域学校協働活動が法で位置付けられたことから、令和4(2022)年には大山小学校区及び比々多小学校区に本市として初めて地域学校協働活動推進員を配置しました。令和7(2025)年度には、全ての小中学校区に地域学校協働活動推進員を配置し、子どもを中心に据えた地域づくりを目指し、地域の特色を生かした様々な活動を行っています。

今後は学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との相乗効果を発揮した取組を推進するため、更なる連携・協働体制の構築が必要です。

(2) 学校施設が担う様々な役割や機能(学校と地域の関わり)

学校施設は、児童生徒の学習と生活の場であると同時に、地域コミュニティの拠点施設として様々な機能を併せ持つ可能性を有する、最も身近な公共施設の一つです。令和7(2025)年度現在、小中学校全14校が地震災害や風水害等の広域避難場所及び広域避難所に指定されており、地域の防災拠点施設としての役割を担っています。また、児童生徒の放課後の居場所・活動場所として、小学校全10校に

¹⁶⁾ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)

学校に設置する附属機関で保護者や地域住民等の代表を委員に任命し、校長が作成する学校運営の基本方針の承認など、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度。

¹⁷⁾ 地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い人材の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもを中心に据えた地域づくりをめざして地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

「児童コミュニティクラブ」及び「いせはら未来っ子クラブ(放課後子ども教室)」が設置されています。さらに、小中学校のグラウンド及び体育館の開放により、地区の運動会や祭りなど、地域住民をはじめとする様々な団体のスポーツ活動や地域交流の拠点としての役割を担っています。

このように、学校施設は地域コミュニティと密接な関係にあるため、今後も地域住民の声を聞きながら、学校施設が有する多様な機能の有効活用に努める必要があります。

8 教職員が本来の業務に専念できる環境づくり

(1) ICT支援員の活用

本市では、児童生徒の1人1台端末の導入やそれらを活用した教育活動を進める中、教員がICTをより有効かつ円滑に活用できるよう、令和3(2021)年度からICT支援員を各学校に派遣(令和7(2025)年度:3名)しています。

ICT支援員は、教員への助言に加え、各種アプリ等のアカウント設定や機器の破損状況・動作確認、次年度への端末の円滑な移行など、多岐にわたる支援を行い、児童生徒や教員が安心してICTを利用できる環境を整えています。

本市のこうした取組は、国の事例集にも掲載・公開されるなど、先進的な特色ある取組であり、今後も更なる充実が必要です。

(2) 給食費等の公会計化

教職員の事務負担軽減や保護者の利便性の向上を図るため、これまで各学校で行っていた学校給食費及び学校教材費等の集金と執行について、令和7(2025)年度から市の会計に組み入れる公会計としました。

今後も、教職員の時間外勤務の削減や授業充実のための時間の確保とともに、教職員が児童生徒に向き合う本来業務に専念できる環境づくりが必要です。

(3) スクールロイヤー

複雑化・多様化する教育問題に対し、法律等の専門的な知識を活用した対応を図るとともに、法的課題に対する教員負担を軽減するため、令和5(2023)年度より教育保障やいじめ事案の推進役としてスクールロイヤー¹⁸⁾を配置(令和7(2025)年度:1名)しています。児童生徒の抱える問題が深刻化する中、今後もこうした専門家の活用を図っていく必要があります。

¹⁸⁾ スクールロイヤー

学校で起こるいじめや保護者対応、学校事故対応等、学校現場における様々な問題について法的な側面から解決に向けた支援を行う弁護士資格を有する者。

第3章 本市がめざす「これからの学校」

1 国の動向

(1) 令和の日本型学校教育の構築

中央教育審議会では、令和3(2021)年に「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を答申し、その実現に向けた具体的な方策として、次の事項についての検討や対応を求めています。

- 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方
- 学びを支える環境整備
- 人口動態を踏まえた学校運営や施設整備の在り方 等

(2) 第4期教育振興基本計画

国の第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)では、総括的な基本方針・コンセプトとして、「令和22(2040)年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう、教育政策を講じていくことが必要であるとしています。

また、上述の総括的な基本方針の下、次の5つの基本的な方針を定めています。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2 本市がめざす学校教育

(1) 伊勢原市第6次総合計画

令和5(2023)年度にスタートした「伊勢原市第6次総合計画」では、伊勢原の将来を担う子どもたちが、伊勢原への愛着と誇りを持ち、たくましく未来を切り拓いていくことのできる力を育てていくことを基本政策に掲げています。

具体的な施策においては、きめ細やかな指導体制の充実とともに、多様化・複雑化する課題に対応するため、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ること、また、地域と共にある学校づくりを推進していくこととしています。

学校施設については、老朽化した施設の計画的な改修を図るとともに、教育の公平性や教育水準の維持向上を図るため、学校の規模及び配置の検討を進めることとしています。

(2) 伊勢原市第3期教育振興基本計画

本市の教育振興基本計画は、平成22(2010)年3月に策定した第1期の計画以降、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念に掲げ、様々な教育施策を推進しています。

令和5(2023)年2月策定の第3期教育振興基本計画の基本理念では、人と人とのつながりや、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、子どもたちの可能性を引き出しながら、一人ひとりの「生きる力」を培い、持続可能な社会の担い手として未来を切り拓いていくための資質・能力をはぐくんでいくことを掲げています。

この基本理念の実現に向けて、学校教育分野においては、「一人ひとりの子どもの健やかな成長を支える」という視点の下、次の3つの「めざす教育の方向性」を示しています。

<めざす教育の方向性>

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成
- 教育施策推進のための基盤と環境整備
- 学校・家庭・地域と連携・協働して行う教育の推進

(3) 伊勢原市学校施設個別施設計画

本市では令和4(2022)年3月に、学校施設の中長期的な維持管理に要する経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とした伊勢原市学校施設個別施設計画を策定しました。

本計画では、その整備方針において、次の4つの「学校施設の目指すべき姿」を掲げています。

<学校施設の目指すべき姿>

- 安全に過ごせる学校施設
- これからの教育に対応する学校施設
- 環境変化に対応できる学校施設
- 地域に開かれた学校施設

3 これからの学校像

本市の望ましい学校規模や学校配置に向けた検討を進めるにあたり、児童生徒数の減少など、学校教育を取り巻く現状や課題、国や本市が掲げる学校教育の方向性等を踏まえ、本市がめざす「これからの学校像」を次のとおり示します。

これからの学校像

多様な人や社会との関わりの中で、
児童生徒一人ひとりの可能性を引き出す学校

この学校像の実現に向けて、「学校教育のめざす方向性」として3つの視点ごとに、「主な推進方策」を示します。

なお、「これからの学校像」「学校教育のめざす方向性」「主な推進方策」については、国・県の動向等も踏まえ、教育振興基本計画の見直しに合わせ、改めて検討・確認することとします。

【学校教育のめざす方向性】

- ◆ 視点1 きめ細やかで、切れ目のない教育のために
- ◆ 視点2 地域に根ざした持続可能な教育のために
- ◆ 視点3 「新しい時代」の学びを支える教育環境のために

◆ 視点1 きめ細やかで、切れ目のない教育のために

【主な推進方策】

● チームによる指導体制の充実

授業の質の向上や児童生徒の自己肯定感、学びに向かう力等の醸成のため、教科担当制や少人数学級の推進等による指導体制の充実を図ります。



【実現イメージ】

より深い教材研究や指導法研究が行われ、授業の充実につながっている。

多くの教員が関わることで多面的な児童生徒理解につながっている。

● 多様なニーズに応じた支援

障がいや特性、不登校、外国とつながりのある児童生徒等、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を適切に提供できるよう、連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

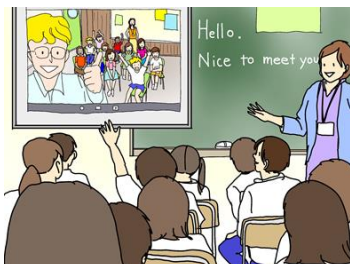


【実現イメージ】

自由度の高い間仕切りやパーテーションが整い、児童生徒の発達の段階や特性等に応じた学習が行われている。

● ICTの活用

従来の紙媒体での学習とともに、ICTの特性や強みを生かした教育を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。



【実現イメージ】

一人ひとりの学習進度に応じた学びやオンラインでの交流学习などが行われている。

●小中一貫教育に向けた検討

小学校と中学校が目指す児童生徒像を共有するとともに、小学校6年間と中学校3年間を合わせた9年間を通じた教育課程の編成等により、系統性・連続性のある教育の実現を図ります。



【実現イメージ】

小学生の授業に中学生が関わるなど、小中学校の垣根を越えた交流が行われている。

◆ 視点 2 地域に根ざした持続可能な教育のために

【主な推進方策】

●体験活動の推進

地域の人材や文化財等の地域資源を活用した社会体験など、様々な体験活動や、それらを通じた児童生徒の主体的かつ探究的な学習の充実により、児童生徒の自己肯定感や豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力等の育成を図ります。



【実現イメージ】

地域の人材が部活動や授業に関わるなど、地域人材の活用と交流が積極的に行われている。



【実現イメージ】

地元食材の活用等により、地域への興味や関心を促し、地域への愛着が育まれている。

●学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の推進

地域社会全体で子どもたちの豊かな学びや成長を支えるため、学校と地域の連携・協働により、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動を一体的に推進します。



【実現イメージ】

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)では、学校のあり方について、さまざまな立場から意見交換が行われている。



【実現イメージ】

放課後や課外活動として、地域ボランティアと協力した地域のイベントや活動などが行われている。

◆ 視点3 「新しい時代」の学びを支える教育環境のために

【主な推進方策】

●多様な学習形態に対応するスペースの整備

1人1台端末をはじめ、学習・活動内容の変化を踏まえた教室整備や、多目的な学びに対応できる空間整備、教室周辺スペースの改善・充実等を検討し、多様な学習活動を展開できる教室空間の実現を図ります。

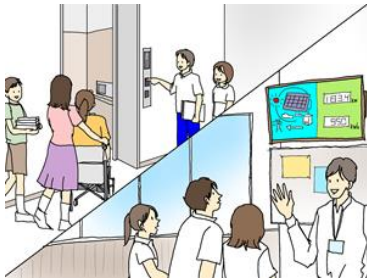


【実現イメージ】

様々な変化に対応する可変性のある教室が整備され、グループ学習など協働的な学びが効果的に行われている。

●安全・快適に利用できる持続可能な教育環境の整備

共生社会の実現に向け、みんなのトイレやエレベーター等のバリアフリー化を推進するとともに、脱炭素社会「ゼロカーボンシティいせはら」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化の取組を推進します。



【実現イメージ】

全ての児童生徒が校舎内を円滑に移動できるよう、校内にはエレベーターが設置されている。

太陽光発電システムの導入により、校内に電気量を表示するシステム等が設置され、エネルギーの循環が見える化されている。

●教職員の執務環境の改善

教職員がより効果的・効率的に授業やその準備、校務等を行い、望ましい「学校風土」が醸成できるよう、必要なスペースと機能を確保するなど、教室や職員室、準備室等の執務環境の改善を図ります。



【実現イメージ】

教職員が打ち合わせをするスペースが整い、気軽に必要なコミュニケーションを図ることができている。

●地域コミュニティエリア等の整備

学校施設がこれまで担ってきた役割や機能を踏まえ、地域のコミュニティ機能や防災拠点機能、子育て支援機能など、学校施設の多機能化を推進し、学校と地域の連携・協働の活性化や多様な世代との交流の促進を図ります。



【実現イメージ】

学校に地域の公共施設の機能が併せて整備され、多様な世代の交流が行われている。

体育館には空調設備が整備され、地域の防災拠点としての機能が向上している。

第4章 望ましい学校規模・配置の考え方及び基準

1 望ましい学校規模

(1) 学校規模の定義

将来にわたる望ましい教育環境整備と教育水準の維持向上、及び本方針に掲げる「これからの学校像」の実現に向けて、本市における望ましい学校規模の基準を示します。

学校規模の基準は、平成27(2015)年1月に文部科学省より公表された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(以下「国の手引き」という。)を踏まえ、「学級数(通常学級数)」で定めることとします。

(2) 国の基準(目安)

国では、小学校及び中学校の標準的な学級数について、学校教育法施行規則において、次のとおり定めています。

	標準的な学校規模(学級数)
小学校 中学校	1 2 学級から 1 8 学級 (小学校：1 学年当たり 2 学級から 3 学級) (中学校：1 学年当たり 4 学級から 6 学級)

また、本規則では、標準的な学級数について、地域の実態や特別の事情があるときはこの限りでないと規定されており、実際の判断については、学校設置者である各市町村が判断できる弾力的なものとなっているため、本市の実情に応じた「望ましい学校規模」の設定が求められています。

(3) 学校規模の偏りによるメリット・デメリット

国の手引き等を踏まえ、学校規模の偏りによる主なメリット・デメリットについて、次のように整理しました。

ア、学級数が少ないことによるメリット・デメリット

【主なメリット・デメリット】

項目	主なメリット	主なデメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの学習状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導を行いやすい。 体験学習や校外学習を機動的に行える。 異年齢の学習活動を組みやすい。 運動場や体育館、特別教室が余裕をもって使える。 授業等で意見や感想を発表できる機会が多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導体系が取りにくい。 グループ学習や班行動が行いにくい。 球技や合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> きめ細やかな生活指導ができる。 一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中での社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。 指導上課題がある子どもの問題行動に、クラス全体が大きく影響を受ける。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などを把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えが全部または一部の学年でできない。 クラブ活動や部活動の種類が限定される。 教員それぞれの専門性を生かした教育が受けられない可能性がある。 教職員一人あたりの校務負担が重くなる。

イ、学級数が多いことによるメリット・デメリット

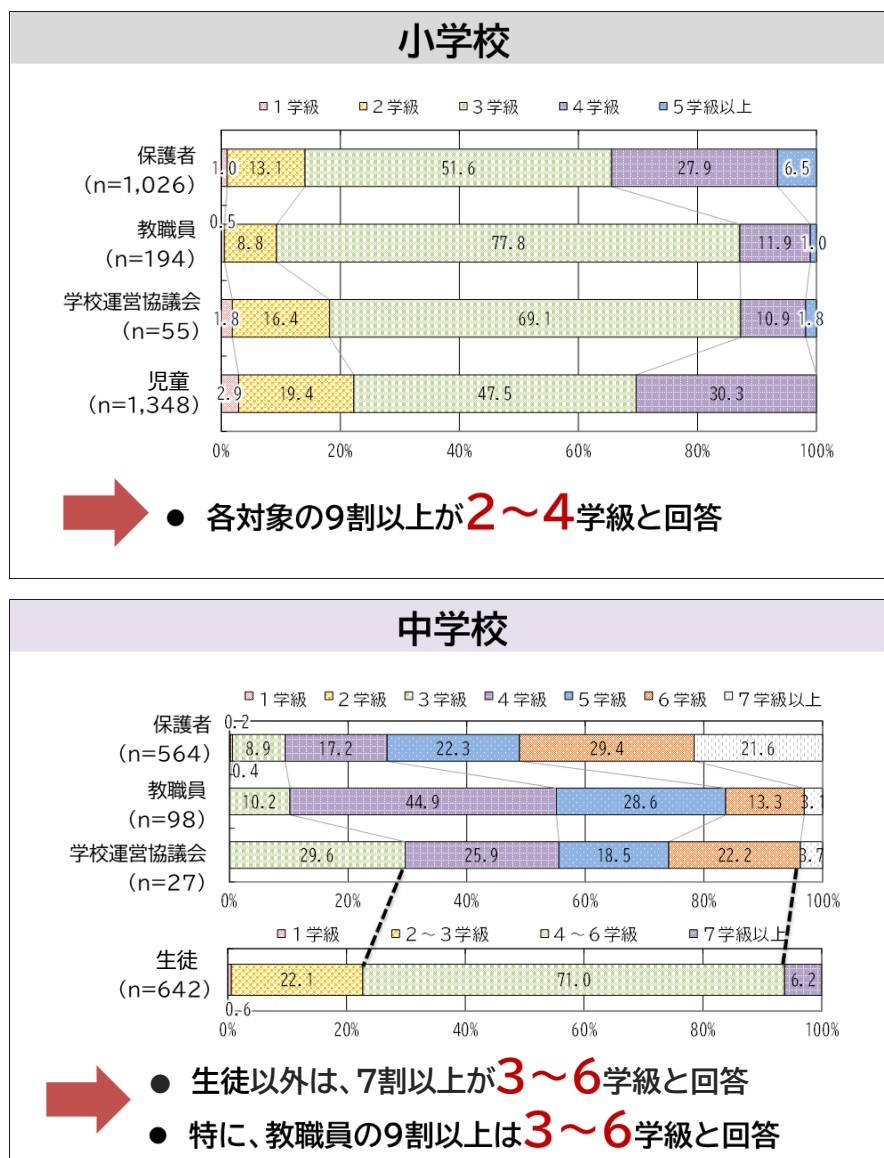
【主なメリット・デメリット】

項目	主なメリット	主なデメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲の向上が図りやすい。 ・グループ学習や班学習が活性化しやすい。 ・音楽、体育等の集団で行う活動や、クラブ活動が活性化しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動や学校行事等において、一人ひとりが活躍する場や機会が少ない。 ・特別教室や体育館、プール、グラウンド等の利用が制限される。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・気の合う友人をつくりやすい。 ・男女比の偏りが発生しにくい。 ・多様な意見に触れる機会が得やすく、コミュニケーション能力が育ちやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設けにくい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの教職員による多面的な観点で指導しやすい。 ・校内研修の活性化など、教職員間での協力意識が高まりやすい。 ・児童・生徒の人間関係を考慮したクラス替えがしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが難しい。 ・学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員の共通理解が難しい場合がある。 ・教室不足により、特別支援教室等新しいニーズへの対応が難しい場合がある。

(4) 伊勢原市立小中学校の教育環境に関するアンケート結果

本方針の策定にあたり実施した「伊勢原市立小中学校の教育環境に関するアンケート¹⁹⁾」(以下「アンケート」という。)の結果では、「1学年あたりの望ましい学級数」という設問に対して、小学校では「2学級から4学級」と回答した割合が最も多く、中学校では「3学級から6学級」と回答した割合が最も多くありました。

【1学年あたりの望ましい学級数(アンケート結果抜粋)】



出典:伊勢原市教育委員会(令和6年度市立小中学校の教育環境に関するアンケート)

¹⁹⁾ 本方針の検討にあたり、保護者、教職員、児童生徒、及び地域関係者等の意識や考えを把握するため、令和6年度に市立小中学校の教育環境に関するアンケートを実施しました。

(5) 本市における望ましい学校規模(学級数)の基準

ア、基準の設定にあたっての基本的な考え方

学校規模の基準を「学級数(通常学級)」で定めるにあたっては、国の制度改正や市独自の少人数学級の取組の進捗状況のほか、インクルーシブ教育の推進に伴う学級数への影響に留意します。

また、特別支援学級については、近年増加傾向にあり、その動向に留意する必要がありますが、特別支援の学級編成が個々の支援ニーズに配慮した少人数の編成であるため、児童生徒数の多寡を測る基準となる学級数に含めることは適当ではないことから、特別支援学級は、学校規模(学級数)の基準に含めないこととします。

イ、本市における望ましい学校規模

基準の設定にあたっては、上記の基本的な考え方の下、法令や国の手引きをはじめ、学校規模の偏りによる学習・生活面や学校運営上のメリット・デメリット、さらには、アンケート結果等を踏まえ、本市における望ましい学校規模(学級数)の基準を次のとおり定めます。

	望ましい学校規模(学級数)
小学校	12学級から24学級 (1学年あたり2学級から4学級)
中学校	9学級から18学級 (1学年あたり3学級から6学級)

なお、これ以降は、本市における望ましい学校規模(学級数)を下回る学校を小規模校、上回る学校を大規模校と定義します。

2 望ましい学校配置

(1) 学校配置に関する基本的な考え方

学校配置の基準については、学校規模と同様に国の手引きを踏まえ、「通学距離と通学に要する時間」で定めることとします。

(2) 国の基準(目安)

ア、通学距離の考え方と目安

国の手引きでは、通学距離に関し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、公立小中学校の通学距離を「小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内」と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的であるとしています。

イ、通学時間の考え方と目安

国の手引きでは、スクールバスや公共交通機関を活用した自治体の事例が増えていることを踏まえ、通学時間は「概ね1時間以内」を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当としています。

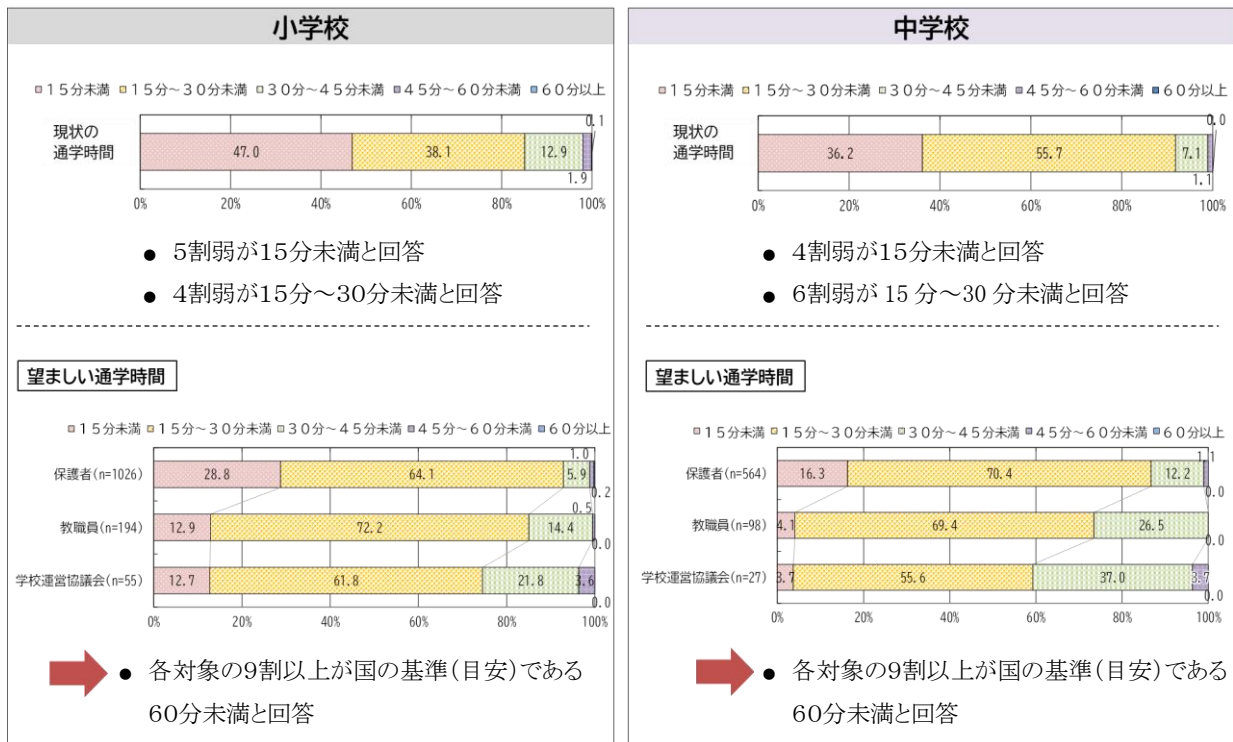
(3) 本市における通学距離の現状

第2章「3 通学区域及び通学距離」で述べたとおり、令和6年(2024)度時点の本市の児童生徒の通学距離は、大山小学校で実施している小規模特認校制度による通学区域外からの通学を除き、全ての小中学校で、国の基準である小学校4km圏内、中学校6km圏内となっています。

(4) 通学時間に関するアンケート結果

アンケート結果では、「現状の通学時間」と「望ましい通学時間」という各設問に対して、小・中学校共に「45分未満」と回答した割合が最も多く、現状の通学時間と望ましいと考える通学時間が概ね一致しています。

【現状の通学時間及び望ましい通学時間(アンケート結果抜粋)】



出典:伊勢原市教育委員会(令和6年度市立小中学校の教育環境に関するアンケート)

(5) 本市における望ましい学校配置(通学距離・通学時間)の基準

国の基準(目安)や各小中学校の現状の通学距離を踏まえ、本市の望ましい学校配置(通学距離と通学時間の上限)の基準を次のとおり定めます。

	望ましい学校配置(通学距離と時間の上限)	主な通学手段
小学校	概ね4km以内、60分以内	徒歩 等
中学校	概ね6km以内、60分以内	徒歩・自転車 等

第5章 望ましい学校規模等に近づけるための対応策及び時期

1 望ましい学校規模等に近づけるための対応策

(1) 想定される小規模校対策

本方針で定める本市の望ましい学校規模(学級数)の基準を下回る小規模校に対する対応策について、国が示す対応策を踏まえ、想定される本市の対応策を次のとおり示します。

【想定される対応策】

対応策	形態	対応策の説明	主なメリット	主な課題
地域の状況を踏まえた工夫	①小規模特認校制度 (大山小で実施中)	市全域から就学を容認	・学校規模の維持 ・特色ある教育が可能	・就学先として選択されない可能性 ・通学手段の確保
	②小規模校を分校化	小規模校を近隣の標準規模校の分校として位置付け	・小規模校及び標準校のメリットを享受 ・地域の学校を維持	・母体校と分校の行き来による専科教員等の負担増
通学区域の変更		通学区域の変更・再編成	・既存施設の有効活用	・通学距離の延長の可能性 ・学区と自治会の不整合等の懸念
統合 ※小中一貫教育校を含む	①既存校への統合	小規模校を標準規模校へ統合等	・既存施設の有効活用	・通学距離の延長の可能性 ・施設増設の必要性
	②新用地に新設統合	新たに用地を確保し、複数校を統合	・通学距離、学校規模の適正化	・用地選定 ・用地取得及び新規施設整備に伴う財政負担

(2) 小規模校対策の検討における学校区域の考え方

対応策を検討する学校区域の枠組みは、これまでの生活圏や地域の特性を考慮し、原則、昭和46(1971)年の市制施行前の旧町村域である、大山、高部屋、比々多、伊勢原、成瀬、大田の6地区(以下「地域ブロック」という。)とし、地域ブロック内における対応策を検討します。

地域ブロック内で効果的な対応策を行うことが困難な場合等においては、地域ブロックを越えた対応策を検討することとし、この場合は、現行の4つの中学校区の枠組みを基本とした対応策を検討します。

なお、地理的条件や地域特性を理由に、統合等の通学区域の再編成を伴う対応策を採用することが困難な場合は、対象校の存続に向けて小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消策等を検討します。

【地域ブロックの構成】

地区名	大山	高部屋	比々多	成瀬	伊勢原		大田
小学校	大山小学校	高部屋小学校	比々多小学校	石田小学校	伊勢原小学校	竹園小学校	大田小学校
				緑台小学校		桜台小学校	
				成瀬小学校			
中学校区	山王中学校			成瀬中学校	中沢中学校	伊勢原中学校	

出典:伊勢原市教育委員会

(3) 望ましい学校規模を実現する際の通学対策

望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策の検討に当たり、望ましい通学距離・通学時間を上回る場合等の想定される通学対策について、次のとおり示します。

【想定される通学対策】

対策	対策の説明	主なメリット	主な課題
公共交通機関(バス等)の利用	バス等の公共交通機関の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・定期運行が可能 ・市による乗降場所の確保等が不要 ・公共交通の利用促進により、路線バス等の維持に寄与 ・公共交通機関の乗り方の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線、本数の減少 ・バス代に対する支援 ・路線バスの運行がない地域への対応 ・満員で乗車できない場合や車内トラブルの危険性 ・公共交通機関の乗り方指導
スクールバスの運行	児童・生徒が通学する専用のバスを運行	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降場所の設定が可能 ・満車で乗車できないことや車内トラブルの危険性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財政負担 ・乗降場所の確保 ・乗り遅れた場合の対応
自転車での通学を容認(中学校のみ)	自転車を利用した通学を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を保有している場合は、金銭的な負担が少ない ・自転車の乗り方に関する安全意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の自転車購入の負担 ・自転車事故等に対する安全対策 ・学校敷地への駐輪場整備
住所地から近接する学校への通学を容認	住所地により定められている就学指定校から、通学距離が短い学校への通学を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・通学に係る家庭及び市の負担軽減 ・制度導入が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指定校より近い場所の学校が存在しない可能性 ・学校選択により学校規模が偏る可能性 ・通学路の安全対策

2 小規模校対策の検討を開始する基準及び時期

(1) 基本的な考え方

国の手引きでは、学校規模の標準を下回る場合の検討を始める目安について、学級数に応じてその段階を区分しています。また、児童生徒数や中長期的な児童生徒数の予測、学習状況等を踏まえ、総合的な判断が必要だとしています。

本市では、基準を下回る場合の対応策の検討を始める時期について、国の目安や対応内容、地域の実情を踏まえ、次のとおり示します。

なお、今後、単学級の学年が生じる学校(または既に生じている学校)については、学校規模の縮小や児童生徒数の減少が更に進むことが見込まれる段階で検討を開始します。

(2) 検討を開始する基準及び時期

ア、基本的な検討開始の基準

学校規模の状態 (小中学校共通)	1つ以上の学年が単学級、かつ 今後、学校規模の更なる縮小が見込まれる状態※ ※児童生徒数の将来推計において、半分を越える学年で単学級となる ことが見込まれる状態。(小学校:8学級以下、中学校:4学級以下)
検討開始時期	毎年度、住民基本台帳を基に6年後までの児童生徒数及び学級数の推計を行っていることから、上記の状態が見込まれる時期の6年前から検討を開始します。

イ、優先的に検討を開始する基準及び時期

学校規模の状態 (小中学校共通)	全ての学年が単学級
検討開始時期	本基本方針に基づき、早期に検討を開始する。

《上記基準に基づき、優先的に対応策を検討する学校》

学校名	基準該当年度	学級数/児童数	検討開始年度
大山小学校	令和7(2025)年度	6学級/54人	令和8(2026)年度以降

3 大規模校対策の考え方

基準を上回る大規模校化が予測される学校に対しては、児童生徒数の推移を見極めながら、将来にわたって適正な学校運営を維持するため、必要な対応策を総合的に検討し、課題の解決を図ります。

第6章 望ましい学校規模等に向けた対応策の検討(小規模校対策)

1 小規模校対策の基本的な検討の考え方及び手順

(1) 検討の考え方

小規模校に対する対応策の検討は、第5章で示した「小規模校対策の検討を開始する基準及び時期」に基づき開始します。

対象校の検討にあたっては、児童生徒の教育機会等の確保や学びの保障の視点はもとより、これまでの学校活動や地域との関わりなど、対象校を取り巻く環境や地域の実情を十分踏まえ、長期的な児童生徒数の動向も見定めながら慎重な検討を行います。

(2) 検討の手順

ア、庁内における現状・課題、及び方向性の整理

対象校の実情に応じた幅広い視点による検討を行うため、対象校の現状や課題の整理をはじめ、アンケート等により保護者や学校関係者、地域住民の意識を把握しながら慎重な検討を進め、市としての方向性をまとめる「(仮称)学校個別計画(素案)」を作成します。

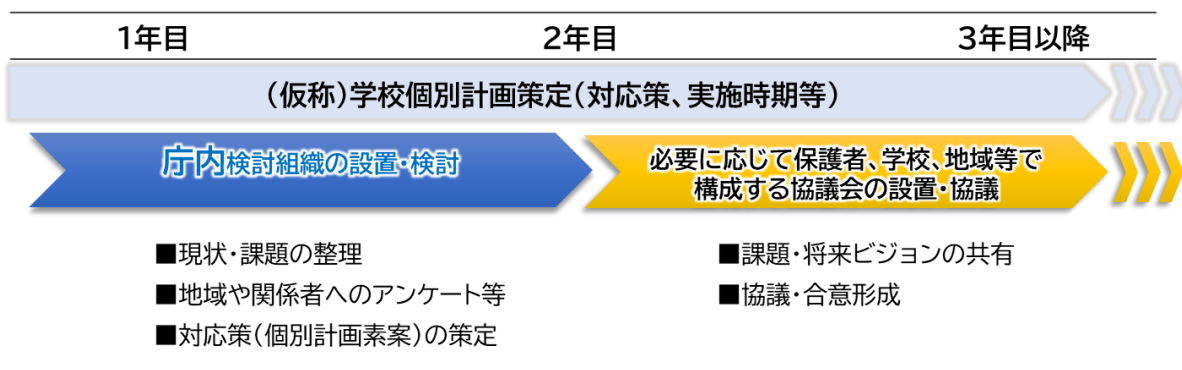
イ、保護者、地域住民、学校関係者等との協議による合意形成

「(仮称)学校個別計画(素案)」に基づき、保護者や地域住民、学校等の様々な関係者と課題や将来ビジョンの共通認識を図りながら、対象校のより良い将来の在り方を協議し、合意形成を諮ります。

ウ、「(仮称)学校個別計画」の策定及び計画に基づく対応

保護者や地元住民等との合意形成を踏まえて「(仮称)学校個別計画」を策定し、同計画に基づく対応に向けた取組を進めます。

【対応策の検討スケジュール(イメージ)】



2 対応策の検討にあたり配慮すべき事項

(1) 児童生徒を取り巻く環境への配慮

いずれの対応策の検討にあっても、児童生徒の学習環境や生活環境への影響及び教育条件の改善の観点を考慮して検討します。

(2) 通学時の安全確保と負担軽減

通学区域の再編成が必要な場合は、通学時の安全確保を図るとともに、通学距離や通学時間が延長する場合の通学負担の軽減を考慮し、第5章で述べた通学対策を検討します。

(3) 地域との連携と配慮

学校は地域におけるスポーツ・文化活動等の多様な交流やコミュニティの拠点であるほか、防災や子育て等の拠点施設としての機能を有することから、検討にあたっては児童生徒の教育的な観点を第一としつつ、地域とのつながりや多面的な側面を考慮し、地域住民との丁寧な話し合いを行いながら進めます。

また、統合等により通学区域の再編成を伴う場合は、地域コミュニティへの様々な影響(希薄化、分断、活力低下等)を考慮し、必要な対応を併せて検討します。

(4) 公共施設の最適化と学校施設個別施設計画との整合

学校施設の整備を伴う場合は、学校施設に求められる社会的要請等を考慮し、社会教育施設等の他の公共施設との複合化についても検討します。また、必要に応じて、学校施設個別施設計画に位置付ける検討対象校の施設整備(建替え、長寿命化改修等)の時期との整合・調整を図りながら検討します。

(5) 都市づくりの視点

対応策の検討にあたっては、中長期的な視点から将来都市像や都市づくりの方向性を示す「伊勢原市都市マスタープラン」や「伊勢原市立地適正化計画」など、本市の都市づくりの考え方に留意します。

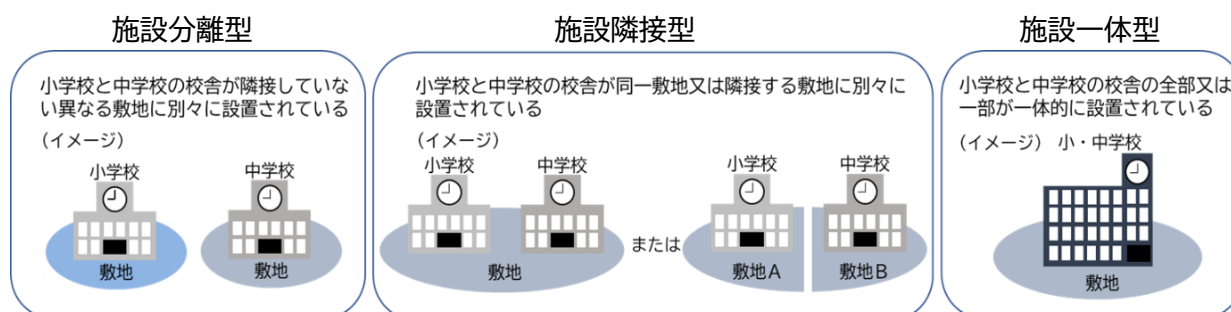
3 望ましい学校規模等に向けた対応策と併せた小中一貫教育の検討

～きめ細やかな教育の実現に向けて～

望ましい学校教育に向けた対応策の検討と併せ、本方針でも示している「きめ細やかな教育の実現」を図るため、9年間を通じた教育課程の編成等により、系統적かつ連続性のある教育の実現を目指す小中一貫教育の検討を進めます。

なお、小中一貫教育や学校施設の効果的かつ効率的な再整備を推進するため、小規模校対策の検討開始基準に合致しない場合であっても、関連する学校の児童生徒数の動向等を踏まえながら、通学区域の再編成を伴う小中一貫教育の検討を進める場合があります。

【(参考)小中一貫教育における施設形態の分類】



※分類の定義は文部科学省 HP「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～(平成27年7月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)」より引用。

伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針

令和8(2026)年●月

伊勢原市教育委員会 教育総務課

住所 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地

電話 0463-74-5104(直通)

E-mail k-soumu@isehara-city.jp